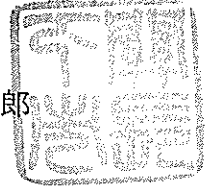


下 総 第 1 4 4 5 号  
令和7年(2025年)10月9日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 戸 澤 昭 夫 様  
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎



定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和7年(2025年)2月7日付け監査報告第3号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。



## 監査の結果に基づき講じた改善措置

こども未来部幼児保育課  
こども未来部6 幼保連携型認定こども園、  
5 保育所、2 幼稚園  
都市整備部公園緑地課

### こども未来部幼児保育課に関する事項

#### [指摘事項]

- (1) 前回の指摘事項でもあるが、時間外勤務手当の支給事務において、時間外勤務命令簿における同一支給割合の総勤務時間に対して、複数費目間での1時間未満の端数の調整処理を行っていないため、過支給が生じていた。所要の措置を講じるとともに、支給事務に係る確認体制を強化されたい。

#### (改善措置状況)

複数費目での時間外勤務手当を支給するにあたり端数処理を行う必要がある場合には、複数の職員で確認のうえ端数処理を行うよう支給事務に係る確認体制を強化しました。なお、過支給となっていた時間外勤務手当につきましては、令和7年1月30日に戻入済です。

### こども未来部6 幼保連携型認定こども園、5 保育所、2 幼稚園に関する事項

#### [指摘事項]

- (1) 延長保育利用料の収納事務において以下の誤りがあった。適正に事務処理されたい。
- ア 4月分の収納事務において、金銭出納帳の収入金額が納付書兼領収書(控)の収納金額の合計より300円多かったため、関係書類を確認したところ、一人の利用者について、6日の利用があり300円を領収したにもかかわらず、納付書兼領収書及び納付書兼領収書(控)ともに記載がなかった。所管課に確認したところ、納付書兼領収書に6月分の金額を誤って記載したため、当該納付書兼領収書及び納付書兼領収書(控)を新たに作成した際に、誤った内容を記載したことによるものであった。
- イ 納付書兼領収書に金額の記載がないものがあった。所管課に確認したところ、一人の利用者について9月分の収納時の領収印が不鮮明であったため、当該納付書兼領収書及び納付書兼領収書(控)を新たに作成した際に、記載漏れをしたことによるものであった。
- ウ 4月分の収納事務において、収納金額より納付書兼領収書(控)の合計が50円多かったため、所管課に確認したところ、一人の利用者について、1

日の利用のため50円が適正であるが、誤って100円と記載したことによるものであった。

(改善措置状況)

令和7年3月5日に開催した公立園長会にて、収納事務の処理方法について指導するとともに、マニュアルの確認方法の周知を行いました。また、収納した現金、納付書兼領収書及び金銭出納帳については、必ず複数の職員で確認するよう指導しました。

- (2) 職員給食費の現金出納事務において、83,300円を収納した日に、収納金額を83,100円と誤認し、当該額を金融機関に払い込み、200円を払い込んでいなかった。なお、当該200円は翌日に払い込まれていた。金銭出納帳には、当該収納した日は誤認した83,100円を収入金額欄に記載し、200円を翌日の収入金額欄に記載していた。適正な現金出納事務に努めるとともに、金銭出納帳は、現金の出納を照合する際の重要な根拠となるため、日々の現金出納額を確実かつ正確に記入し、常に現金の現在高を明瞭にすることを徹底されたい。

(改善措置状況)

上記公立園長会にて、金銭出納帳の記載方法について指導するとともに、マニュアルの確認方法の周知を行いました。また、収納した現金、納付書兼領収書及び金銭出納帳については、必ず複数の職員で確認するよう指導しました。

- (3) 前回の指摘事項でもあるが、旅費の支給に係る旅行命令において、私有車両を利用した市外への用務について、旅行命令書によらず、管内出張命令簿により旅行命令を発していた。結果的に旅費の支給額に影響はなかったが、旅行命令を発するに当たっては、行先等を十分確認の上、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

上記公立園長会にて、市内及び市外を行先とした出張時の事務処理について情報共有及び注意喚起をしました。

## 都市整備部公園緑地課に関する事項

### [指摘事項]

- (1) 公園使用料の収入事務において、以下の事例が見受けられた。下関市債権管理条例等に基づき、適正に債権管理を行われたい。
- ア 滞納となっている債権があるにもかかわらず、債権管理簿が作成されていなかった。
- イ 履行期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していなかった。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、改めて下関市債権管理条例の規定に基づき適正に債権管理を行うよう課内に周知・徹底するとともに、以下のとおり措置しました。

ア 履行期限を確認し、滞納となった債権については債権管理簿を作成するよう改めました。

イ 履行期限までに履行しない者があるときは、当該債権の履行期限後20日以内に期限を指定して督促状を送付するよう改めました。

以上